

第36回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月29日(木曜日)午前10時受付開始午前9時30分

開催場所

東京都中央区日本橋兜町7-1 KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階 ホールB

株主総会にご出席いただけない場合

書面(郵送)またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。 議決権行使期限 2023年6月28日(水曜日) 午後6時まで

議案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除

く) 3名選任の件

証券コード 7502

招集通知発送日:2023年6月9日

電子提供措置開始日:2023年6月8日東京都中央区晴海一丁目8番10号

来京部中大区明海一」日0番105

株式会社プラザクリエイト本社

代表取締役社長 大島 康広

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.plazacreate.co.jp/ir-information/



上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、「年月別 IR資料」より「▶2023年6月」を選択し、「第36回定時株主総会招集ご通知|欄よりご確認いただけます。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プラザクリエイト本社」又は「コード」に当社証券コード「7502」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧閲覧/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認いただけます。

また、上記の他、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://soukai.plazacreate.co.jp/



なお、3頁記載のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

1 日 時	2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)					
2 場 所	東京都中央区日本橋兜町7 - 1 KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階 ホールB (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)					
3 目的事項	 報告事項 1. 第36期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 規余金処分の件第2号議案 株式併合の件第3号議案 定款一部変更の件第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件 					
■ 議決権行使について のご案内	3 頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 (1)書面(郵送)により、議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。 (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。					

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、法令および当社定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、軽装(クールビズ)にて開催させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト(https://www.plazacreate.co.jp)

以上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023 年 6 月 29 円 (木曜円) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

場所 KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階 ホールB

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023 年 6 月 28 日 (水曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (https://www.web54.net) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月28日(水曜日)午後6時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

↑ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

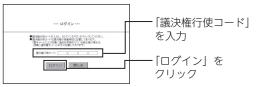
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

<インターネット中継>

- ◎株主総会の模様は、株主総会当日午前10時より、Zoomを用いたインターネットでライブ中継いたします。視聴方法は、事前に参加受付専用メールアドレスにご連絡いただき、事務局よりウェブサイトをご案内させていただきます。
 - ※会場後方からの撮影といたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。
- ◎本総会のインターネット中継は視聴のみとなるため、議決権行使、質疑応答、コメント等は行えません。議決権の行使は前日分までとし、質疑は事前にメールにて承ります。
- ◎インターネット中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申しあげます。また株主様の通信環境や通信障害等によってインターネット中継の視聴が行えない場合につきましても、当社は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ◎万一何らかの事情により中継を行わない場合は、事前に弊社ホームページにて、お知らせいたします。

事前質問受付・インターネット中継受付 専用メールアドレス

soukai36@plazacreate.co.jp

<インターネット中継 視聴受付方法>

上記メールアドレスへ、件名「インターネット中継参加希望」と明記し、本文に以下3点株主様情報をご記載ください。

- ①株主番号 (議決権行使書:中央上に表記の番号)
- ②株主様氏名
- ③ 住所

追って事務局よりメールにて当日のインターネット中継のウェブサイトをご案内させていただき ます。

受付期限 2023年6月28日 (水曜日) 午後6時到着分まで

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の緩和により、3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィーク、夏休み、冬休みとなりました。一方、長期化するウクライナ情勢や、急速な円安による物価上昇・原材料価格の高騰等により、経済の先行きは不透明な状況にあります。

このような事業環境において、当社グループは引き続き、モバイル事業の生産性向上と、パレットプラザをはじめとしたイメージング事業の新たな収益の柱となる事業の創造に積極的に取り組んで参りました。

モバイル事業におきましては、オンライン販売を通じた格安プランの台頭など事業環境は大きく変化しています。そのような中、「SoftBank」、「Y!mobile」ブランドそれぞれの特長を活かし、多様なお客様のニーズに対応してまいりました。しかしながら、前連結会計年度と比べると、スマートフォンの販売台数は減少しています。要因としては、前第1四半期連結会計期間において「Y!mobile」ブランドへの移行を希望されるお客さまが増加したことの反動によるものと、円安等の影響による主力のスマートフォンの販売価格の値上げによる買い替えサイクルの長期化が挙げられます。

また、店舗外での販売イベントを積極的に実施した結果、イベント場所の使用料金および派遣スタッフ費用が増加しました。

一方で、実店舗の強みを生かした新たな取り組みとして、スマートフォンの設定などに不安のあるお客さまを対象にした店頭サポートの定額サービスを開始いたしました。

なお、当連結会計年度末における店舗数は、89店舗となっております(前連結会計年度末109店舗)。

デジタルデバイスや周辺ソリューションへの企業ニーズが高まってきていることから、法人営業部門の人員を拡充し、当社の店舗に来店される法人顧客に対しましては、端末の販売に加え、企業のDX推進をサポートしてまいりました。

以上の結果、モバイル事業の業績は、減収、増益となりました。

イメージング事業におきましては、プリント事業最大の商機である年賀状プリントは、Web年賀受付サービスを含む当社チェーン店全体の販売枚数は1283万枚(前年同期比84.3%)となりましたが、販売戦略の見直しにより、年賀状プリントの当社チェーン店全体売上高は前年同期比92.3%となりました。

iPhone修理の「アイサポ」を展開する株式会社ギア(本社:東京都新宿区)と提携して、「パレットプラザ」内でスマホ修理サービスをスタートし、当連結会計年度末までに38店舗で同サービスを開始しております。

なお、パレットプラザの店舗数は、当連結会計年度末には、フランチャイズ店舗190店、直営店舗22店となりました(前連結会計年度末フランチャイズ店舗239店、直営店舗は8店)。

新たなお客様との接点を増やす方法として、ポップアップストア専門部署を設置して、開催場所の選定から運営まで行える体制を整え、『つくるんです®』の知名度とブランド認知向上に努めました。

"オンライン会議のための個室空間"パーソナル・ミーティング・ボックス「One-Bo(ワンボ)」は、新たなラインナップを追加することで、多様なお客様のニーズに応えて参ります。

新たな収益の柱となる事業開発にコストを要したため、イメージング事業の業績は、減収、減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、191億27百万円(前期比11.9%減)、営業利益は91百万円(前期比20.7%減)、経常利益1億19百万円(前期比51.8%減)、親会社株主に帰属する当期純損失2億4百万円(前期1億20百万円の利益)となりました。

当連結会計年度のセグメント別における概況と業績は次のとおりであります。

【モバイル事業】

当連結会計年度のモバイル事業においては、当連結会計年度の新料金プラン移行からの反動などにより、売上高は158億82百万円(前期比11.5%減)、セグメント利益は3億95百万円(前期比34.6%増)となりました。

【イメージング事業】

当連結会計年度のイメージング事業においては、新規事業開発コストを計上したことなどから、売上高は32億44百万円(前期比14.2%減)、セグメント損益は4億79百万円の損失(前期3億2百万円の損失)となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、金融機関から長期借入金として16億円の調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、4億22百万円であります。その主なものは、店舗リニューアル及び出店による設備什器、ならびに機械装置等であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 特記すべき事項はありません。
- ⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況** 特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

		第33期			第34期		第35期	第36期 (当連結会計年度)
区分		(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで)
売上高	(百万円)	23,054			20,674		21,719	19,127
経常利益	(百万円)	284			390		247	119
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	125			732		120	△204
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△)	(円)	9.81			57.90		9.80	△16.83
総資産	(百万円)	12,542			12,239		12,129	11,681
純資産	(百万円)	2,305			2,805		2,682	2,310

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
- (注) 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第35期の期首から適用しており、第35期および第36期に係る財および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① **親会社の状況** 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社プラザクリエイト	10	100.0	プリントショップの経営 携帯電話販売ショップの経営

(4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、既存事業における収益基盤の強化と新規事業による新たな収益源の創出に取り組んでまいります。

今後、当社グループの企業価値を高め、経営基盤を安定させるため、以下の重点課題に対処してまいります。

①モバイル事業におきましては、戦略的な店舗投資や人材教育投資を引き続き行い、お客様のご要望に沿った利用価値提案を行うことで、お客様満足度を向上させるとともに、お客様との継続的な関係の強化に取り組んでまいります。格安サブブランドの販売割合が増加するなか、店舗外での販売イベントを引き続き推進し、顧客数の拡大に注力しつつ、付加価値の高い商材を拡充してまいります。

法人営業部門においては、今まで以上に社内連携を推し進め、グループとしての総合提案力を生かしたアップセル・クロスセルの実現を目指し、また、新たな商品・サービスの開拓を通じ、新規顧客の開拓に取り組むとともに、顧客基盤の安定化による収益基盤の強化を行ってまいります。

②イメージング事業におきましては、F C加盟店の長期店舗経営継続のため、経営の安定化に向けた施策、新商品 ならびにサービスの開発などの取り組みを行い、引き続き、当社とフランチャイズ加盟店との強いパートナーシップを築いてまいります。

お客様とのタッチポイント(顧客接点)の拡大を目指し、ポップアップストア企画・運営で培ったノウハウや経験を生かした新たなプロダクト開発の場として、ポップアップストアの出店を拡充してまいります。また、DIY クラフトキット『つくるんです®』におきましては、新ラインナップの投入や、継続的な情報発信により、知名度とブランド認知向上に努めてまいりました。引き続き、お客様からの課題の傾聴と適切な提案により、顧客との更なる関係強化を図ってまいります。

また、"オンライン会議のための個室空間"パーソナル・ミーティング・ボックス「One-Bo(ワンボ)」の販売体制と製品ラインナップの強化を図ってまいります。

- ③事業の立ち上げ期に入るアパレル、グランピングなど、時代の変化を機敏にとらえ、当社の知見を活かした商品、サービスの開発ならびに新たな収益の柱になり得る事業の創出を積極的に取り組んでまいります。
- ④継続的に事業を展開していくため、グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠と考え、 当社グループを取り巻くあらゆるステークホルダーの期待に応えられるよう、コーポレートガバナンスへの積極 的な取り組みを通じて、企業価値の向上に繋げ、内部統制の充実と事業リスクへの対応に注力してまいります。
- ⑤SDGs(持続可能な開発目標)に関連する社会的課題の解決に向け、多角的な取り組みを検討するなかで、当社 グループの成長と課題の解決を両立する事業の創出を目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいり ます。

(5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社2社により構成されており、製品・サービス別の事業活動を展開しております。事業内容は、プリントショップの経営およびフランチャイズの展開ならびにWebサイトを運営し、デジタルプリントサービスおよび写真関連商材等の販売を営むイメージング事業、携帯端末等の販売を営むモバイル事業としております。

当社グループの主要製品・サービスの事業活動は次のとおりであります。

報告セグメントの名称	主な取扱商品・サービス	主要な会社	
イメージング事業	デジタルプリントサービス 写真関連商材	当社 (株)ストアクロス	
 モバイル事業	写真撮影サービス	- (株)プラザクリエイト	

(6) 主要な営業所および工 (2023年3月31日現在) 提

本社東京都中央区

営業所 仙台、東京、名古屋、大阪、福岡

生産センター埼玉県和光市ロジスティックセンター埼玉県朝霞市テクノセンター埼玉県所沢市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
イメージング事業	110名	25名減
モバイル事業	517名	52名減
	627名	77名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
 - 2. イメージング事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて、25名減少しましたのは、直営店の閉店による店舗数の減少、および直営店舗のフランチャイズ化などによるものであります。
 - 3. モバイル事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて、52名減少しましたのは、採用の減少および配置転換などによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
10名	1名減	46歳	11.9年

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,284百万円
株式会社三井住友銀行	1,146百万円
株式会社きらぼし銀行	1,017百万円
株式会社商工組合中央金庫	917百万円
三井住友信託銀行株式会社	850百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 41,508,774株

② 発行済株式の総数 13,836,258株

③ 株主数 3,875名

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中部写真	4,614,000株	38.19%
富士フイルム株式会社	2,259,000株	18.70%
ソフトバンク株式会社	1,350,000株	11.17%
大島康広	874,222株	7.23%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券㈱)	465,900株	3.85%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	271,200株	2.24%
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	150,000株	1.24%
徳力精工株式会社	120,000株	0.99%
プラザクリエイト役員持株会	81,300株	0.67%
株式会社浅沼商会	81,000株	0.67%

⁽注) 1. 当社は、自己株式を1,757,701株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 当社の会社役員に関する事項

(1)取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地位および担当	氏	名		重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 島	康	広	株式会社プラザクリエイト 取締役 株式会社ストアクロス 取締役
取締役 コンシューマー営業本部管掌 法人営業本部管掌	牧	曲	尚	株式会社プラザクリエイト 常務取締役
取締役 経営本部管掌	中 村	守	宏	株式会社プラザクリエイト 取締役 株式会社ストアクロス 取締役
取締役 ソウゾウ事業本部管掌 イメージング事業本部管掌 システム本部管掌	新 谷	隼	人	株式会社プラザクリエイト 代表取締役 株式会社ストアクロス 代表取締役
取締役(監査等委員・常勤)	木 下	拓	±	
取締役(監査等委員)	村田	真	_	弁護士 シュッピン株式会社社外取締役 株式会社クロスフォー社外監査役 株式会社JMC社外監査役 株式会社坪田ラボ社外監査役
取締役(監査等委員)	林	公	_	公認会計士、税理士 株式会社アタックス代表取締役 CKD株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員・常勤) 木下拓士氏は、当社グループの要職を歴任しております。
 - 2. 取締役(監査等委員)村田真一氏および林公一氏は社外取締役であります。
 - ・村田真一氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を有しております。
 - ・林公一氏は、公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 当社は、取締役(監査等委員)村田真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により塡補することとしております。当社の取締役は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。保険料の一部は、取締役全員が負担しております。その配分は、取締役会および監査等委員会の協議により、報酬に比例した分担方法としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員 木下拓士、村田真一、および林公一の3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針は、連結会計年度ごとに業績等を考慮して取締役なら でに監査等委員が協議して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針 該当事項はありません。

- c. 非金銭報酬等に関する方針 該当事項はありません。
- d. 報酬等の割合に関する方針 当社の役員の報酬等には業績連動報酬等は含まれておりませんので、該当事項はありません。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

E 4	お型の公庭	幸最西	対象となる役員の		
区分	報酬の総額	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	員数
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	68百万円 (一)	68百万円 (一)	_	_	4名 (一名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	8百万円 (3百万円)	8百万円 (3百万円)	_	1	3名 (2名)
合 計	76百万円	76百万円	_	_	7名

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
 - 3. 監査等委員の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名(うち社外取締役は2名)です。
 - 4. 当社の取締役の報酬等の額又は、その算定方法に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役大島康広であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。 監査等委員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。
 - 5. 取締役会は、代表取締役大島康広に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ハ. 当事業年度において支払った役員慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 当社と重要な兼職先との関係 特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - イ. 取締役会、監査等委員会への出席状況

氏 名		取締	役会	監査等委員会		
	氏 名	出席回数	開催回数	出席回数	開催回数	
監査等委員	村田真一	11 🗆	110	100	10回	
監査等委員	林 公一	11 🗆	110	100	100	

ロ. 取締役会および監査等委員会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

監査等委員村田真一氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験と法律の専門家として、その専門的な立場から取締役会では、監督、助言等を行うなど、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査等委員林公一氏は、公認会計士として豊富な経験と財務・会計の専門家として、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、当社の会計監査人以外の監査法人出身者として、独立した立場から内部監査部門や監査等委員会への適宜必要な助言をいただきました。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善する 見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査 等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解 任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保する ための体制についての決定内容の概要、および運用状況の概要は以下のとおりであります。

I. 取締役および使用人の業務執行が法令および定款に適合することその他業務の適正を確保するための体制

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社代表取締役社長は、コンプライアンス担当の取締役を任命し、当該取締役の指揮・監督のもと『プラザクリエイトグループ行動憲章』に基づきコンプライアンス体制の確立・進展に努める。
 - 2) 当社グループ取締役および執行役員は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その要求事項を関係部門・グループ各社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備および問題点の把握と解決に努める。
 - 3) 当社代表取締役社長直属の内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者として当社グループを対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査等委員ならびに関係部門に適宜報告する。
 - 4) 法令違反や不正行為等の発生、またはそのおそれのある状況を発見した場合に、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社内に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
 - 5) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し必要な是正措置をおこなう。
 - 6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決するとの基本姿勢を 『プラザクリエイトグループ行動憲章』に定め、その周知徹底をはかるとともに、反社会的勢力排除のため の仕組みの整備に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存管理するとともに、必要に応じて取締役および監査等委員が閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社グループの事業活動の全般に係るリスクの管理については、当社代表取締役社長を委員長とする CP&RM (コンプライアンス&リスク管理) 委員会を設置し、社内規程およびガイドラインに基づきグループ全体のリスク管理ならびにグループ各社の業務執行に係るリスクの管理にあたる。

- 2) 当社グループの部門長は、取締役および執行役員と連携のうえ、自部門において内在するリスクを把握・分析・評価し、適切な対策を実施するとともに、管理状況を監督する。
- 3) 内部監査室長は、定期的にリスク対策等の状況を検証し、その結果を取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を原則として月1回開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令または定款で定める事項および経営上の重要事項の決定、ならびに各取締役の業務執行状況の監督等をおこなう。当社グループ各社においても、定期的に取締役会を開催し、経営上の重要な項目について意思決定をおこなうとともに、業務執行上の重要課題について報告・検討する。
- 2) 当社グループの取締役、執行役員および常勤監査等委員で構成する会議体を原則として毎週1回開催し、意思決定および業務執行状況の監督が迅速かつ効果的におこなわれるよう情報の共有に努める。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループ各社に当社取締役および常勤監査等委員を配置し、当社グループを管理する。当社グループ取締役は、業務および職務執行等の状況を定期的に当社取締役会に報告する。
- 2) 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については当社取締役会に報告する。
- 3) 当社と整合性のある社内規程類を整備するとともに、当社管理部門がグループ各社の管理機能を補完することで、当社グループ一体となった内部統制環境の構築運用に努める。

Ⅱ. 監査等委員会監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

1. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査等委員会の同意を得て補助使用人を置く。

2. 前項の使用人の取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する実効性確保に関する事項 補助使用人は、監査等委員または監査等委員会の指揮命令にしたがい、その職務の遂行にあたる。補助使用人 に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得る。

3. 監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 当社は、常勤監査等委員に対して当社グループにおける稟議決裁書その他の重要書類を回付するとともに、監査等委員からの要請がある場合は直ちに関係書類・資料等を提出する。
- 2) 当社グループの従業員等は、監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。

- 3) 内部監査室長は、内部監査、内部統制評価、内部通報等の結果、その他当社グループにおけるコンプライアンストの重要な事項について、遅滞なく常勤監査等委員に報告する。
- 4. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告をおこなった当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として 不利な取扱いをすることを禁止するとともに、その旨を当社グループの従業員等に周知徹底する。

- 5. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 当社は、監査等委員の通常の業務執行の範囲で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支出をおこなう。
 - 2) 前号以外で、監査等委員がその職務執行について当社に対し費用の前払いまたは償還等を請求したときは、 当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理す る。
- 6. その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
 - 1) 内部監査室は、各事業年度の内部監査計画について常勤監査等委員と協議するとともに、内部監査結果等について協議および意見交換するなど、密接な情報交換および連携をはかる。
 - 2) 監査等委員は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

Ⅲ、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①コンプライアンス、およびリスク管理体制の強化に関する取組み

当社グループにおけるコンプライアンス、およびリスク管理体制の強化に関する取組みについては、「CP&RM(コンプライアンス&リスク管理)委員会」を開催し、コンプライアンスの審議および改善策等の提案を行い、リスク管理体制の強化については、当社グループから報告された各種リスクについて迅速かつ適切な対応を行いました。

②内部監査の実施状況について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループにおける業務の適正性や法令遵守状況等に関する内部監査を実施いたしました。

6 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	当期	(ご参考)前期
資産の部		
流動資産	6,791,507	7,068,593
現金及び預金	1,172,613	1,406,497
売掛金	1,834,685	2,121,121
商品及び製品	2,406,858	2,369,040
原材料及び貯蔵品	216,841	105,548
未収入金	929,372	711,413
その他	249,194	365,563
貸倒引当金	△18,058	△10,590
固定資産	4,889,839	5,060,536
有形固定資産	3,239,102	2,989,210
建物及び構築物	1,115,764	1,240,981
機械装置及び運搬具	91,659	8,849
土地	1,511,248	1,511,248
リース資産	91,434	39,333
建設仮勘定	216,213	11,335
その他	212,780	177,460
無形固定資産	283,182	432,280
のれん	121,586	263,596
リース資産	23	52
その他	161,572	168,630
投資その他の資産	1,367,555	1,639,045
投資有価証券	44,187	121,067
長期貸付金	46,798	37,929
繰延税金資産	2,609	21,850
敷金及び保証金	1,187,143	1,379,898
その他	99,106	90,588
貸倒引当金	△12,290	△12,290
資産合計	11,681,346	12,129,130

		(単位:十円)
科目	当期	(ご参考)前期
負債の部		
流動負債	5,574,449	5,594,645
買掛金	1,518,767	1,489,251
未払金	445,251	382,676
短期借入金	3,180,803	3,188,750
リース債務	55,262	123,949
未払法人税等	5,694	6,226
賞与引当金	118,270	139,347
その他	250,398	264,442
固定負債	3,796,247	3,852,036
長期借入金	3,321,992	3,362,796
リース債務	76,229	52,729
繰延税金負債	32,668	38,218
退職給付に係る負債	37,680	37,680
資産除去債務	148,035	174,439
長期預り保証金	179,641	186,171
負債合計	9,370,697	9,446,681
純資産の部		
株主資本	2,307,197	2,659,906
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,228,496	1,228,496
利益剰余金	1,588,311	1,914,109
自己株式	△609,610	△582,698
その他の包括利益累計額	3,452	22,541
その他有価証券評価差額金	3,452	22,541
純資産合計	2,310,649	2,682,448
負債純資産合計	11,681,346	12,129,130

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 千円)

科目	当期	(ご参考)前期
売上高	19,127,029	21,719,531
売上原価	12,583,511	14,675,351
売上総利益	6,543,517	7,044,179
販売費及び一般管理費	6,451,609	6,928,314
営業利益	91,908	115,865
営業外収益	106,923	216,941
受取利息及び配当金	7,244	4,151
協賛金収入	5,787	44,830
助成金収入	4,523	78,885
償却債権取立益	5,600	17,100
為替差益	16,707	2,848
物品売却益	18,899	1,205
その他	48,159	67,919
営業外費用	79,589	85,211
支払利息	56,767	58,631
シンジケートローン手数料	10,000	11,000
その他	12,821	15,580
経常利益	119,243	247,594
特別利益	18,091	27,274
固定資産売却益	18,091	620
事業譲渡益	_	26,653
特別損失	312,216	152,593
減損損失	249,563	127,370
店舗閉鎖損失	18,100	16,911
投資有価証券評価損	35,551	_
その他	9,000	8,311
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期 純損失 (△)	△174,881	122,275
法人税、住民税及び事業税	5,694	6,231
法人税等調整額	23,789	△4,709
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 204,365	120,754
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 (△)	△204,365	120,754

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
2022年4月1日 残高	100,000	1,228,496	1,914,109	△582,698	2,659,906		
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△121,432		△121,432		
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△204,365		△204,365		
自己株式の取得				△26,911	△26,911		
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計	_	_	△325,798	△26,911	△352,709		
2023年3月31日 残高	100,000	1,228,496	1,588,311	△609,610	2,307,197		

	その他の包括		
	その他有価証券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
2022年4月1日 残高	22,541	22,541	2,682,448
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△121,432
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△204,365
自己株式の取得			△26,911
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△19,089	△19,089	△19,089
連結会計年度中の変動額合計	△19,089	△19,089	△371,798
2023年3月31日 残高	3,452	3,452	2,310,649

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (ご参考: 2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位: 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
2021年4月1日 残高	100,000	1,228,496	1,970,414	△507,679	2,791,231		
会計方針の変更による 累積的影響額			△28,984		△28,984		
会計方針の変更を反映 した当期首残高	100,000	1,228,496	1,941,430	△507,679	2,762,247		
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△148,074		△148,074		
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,754		120,754		
自己株式の取得				△75,019	△75,019		
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計	_	_	△27,320	△75,019	△102,340		
2022年3月31日 残高	100,000	1,228,496	1,914,109	△582,698	2,659,906		

	その他の包括		
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
2021年4月1日 残高	14,357	14,357	2,805,589
会計方針の変更による 累積的影響額			△28,984
会計方針の変更を反映 した当期首残高	14,357	14,357	2,776,604
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△148,074
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,754
自己株式の取得			△75,019
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	8,183	8,183	8,183
連結会計年度中の変動額合計	8,183	8,183	△94,156
2022年3月31日 残高	22,541	22,541	2,682,448

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表(2023年3月31日現在)

 科目	当期	(ご参考)前期
資産の部		(2) 1, 13,01
流動資産	1,076,292	990,249
現金及び預金	449,546	716,343
売掛金	83,160	43,340
前渡金	3,995	9,704
前払費用	4,865	3,725
未収入金	533,307	216,326
その他	1,418	808
固定資産	7,589,985	8,077,678
有形固定資産	65,349	64,509
建物	9,210	10,604
車両運搬具	5,925	2,182
工具、器具及び備品	10,013	11,522
土地	40,200	40,200
無形固定資産	4,673	5,366
ソフトウェア	1,562	2,254
その他	3,111	3,111
投資その他の資産	7,519,962	8,007,802
投資有価証券	44,187	121,067
関係会社長期貸付金	9,290,979	9,242,679
繰延税金資産	2,609	21,850
敷金及び保証金	30,350	30,620
その他	44,175	42,201
貸倒引当金	△1,892,339	△1,450,616
資産合計	8,666,278	9,067,927

		(単位:十円)
科目	当期	(ご参考)前期
負債の部		
流動負債	3,233,348	3,234,811
短期借入金	1,700,000	1,820,000
1年内返済予定長期借入金	1,468,803	1,352,120
未払金	42,207	44,677
未払費用	1,562	1,530
未払法人税等	1,210	1,210
預り金	12,396	12,208
賞与引当金	2,591	2,730
その他	4,576	334
固定負債	3,043,524	3,072,044
長期借入金	3,033,992	3,062,796
資産除去債務	9,532	9,248
負債合計	6,276,872	6,306,856
純資産の部		
株主資本	2,385,952	2,738,529
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,228,496	1,228,496
資本準備金	265,346	265,346
その他資本剰余金	963,149	963,149
利益剰余金	1,667,067	1,992,732
その他利益剰余金	1,667,067	1,992,732
繰越利益剰余金	1,667,067	1,992,732
自己株式	△609,610	△582,698
評価・換算差額等	3,452	22,541
その他有価証券評価差額金	3,452	22,541
純資産合計	2,389,405	2,761,071
負債純資産合計	8,666,278	9,067,927

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

科目	当期	(ご参考)前期
売上高	459,040	431,208
売上総利益	459,040	431,208
販売費及び一般管理費	292,790	317,417
営業利益	166,250	113,790
営業外収益	186,707	287,500
受取利息及び配当金	180,821	181,580
その他	5,885	105,920
営業外費用	496,797	308,462
支払利息	50,990	51,075
貸倒引当金繰入額	441,723	253,106
その他	4,084	4,281
経常利益又は経常損失(△)	△143,840	92,829
特別利益	5,709	_
投資有価証券売却益	5,709	_
特別損失	35,551	-
投資有価証券評価損	35,551	_
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△173,682	92,829
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等調整額	29,340	△149
当期純利益又は当期純損失(△)	△204,232	91,769

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		其 华华岬亚	資本剰余金	合計	繰越利益剰余金	合計		
2022年4月1日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	1,992,732	1,992,732	△582,698	2,738,529
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△121,432	△121,432		△121,432
当期純損失 (△)					△204,232	△204,232		△204,232
自己株式の取得							△26,911	△26,911
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	△325,665	△325,665	△26,911	△352,576
2023年3月31日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	1,667,067	1,667,067	△609,610	2,385,952

	評価・換	算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
2022年4月1日 残高	22,541	22,541	2,761,071	
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△121,432	
当期純損失 (△)			△204,232	
自己株式の取得			△26,911	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△19,089	△19,089	△19,089	
事業年度中の変動額合計	△19,089	△19,089	△371,665	
2023年3月31日 残高	3,452	3,452	2,389,405	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (ご参考: 2021年4月1日から2022年3月31日まで)

				株主	資本			
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
					繰越利益剰余金			
2021年4月1日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	2,049,037	2,049,037	△507,679	2,869,854
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△148,074	△148,074		△148,074
当期純利益					91,769	91,769		91,769
自己株式の取得							△75,019	△75,019
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	△56,305	△56,305	△75,019	△131,325
2022年3月31日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	1,992,732	1,992,732	△582,698	2,738,529

	評価・換			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
2021年4月1日 残高	14,357	14,357	2,884,212	
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△148,074	
当期純利益			91,769	
自己株式の取得			△75,019	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	8,183	8,183	8,183	
事業年度中の変動額合計	8,183	8,183	△123,141	
2022年3月31日 残高	22,541	22,541	2,761,071	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監查報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社プラザクリエイト本社 取締役会御中

> 東陽監査法人 東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員

公認会計士 田中章公

公認会計士 安達博之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プラザクリエイト本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラザクリエイト本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に 表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む 監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社プラザクリエイト本社 取締役会御中

> 東陽監査法人 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 **田中章公** 業務執行社員 公認会計士 **安達博之** 業務執行社員 公認会計士 **安達博之**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラザクリエイト本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む 監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変 動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社プラザクリエイト本社 監査等委員会

常勤監査等委員 木下拓士 印

監査等委員 村田真一 印

監査等委員 林 公一 🗊

(注) 監査等委員村田真一及び林公一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向および将来の事業展開のための内部留保の配分を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり普通配当10円とさせていただきたく存じます。当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向および将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと 存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 10円 配当総額 120,785,570円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

本件は、当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合(以下、「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

当社の株価は403円、投資単位は、40,300円(2023年5月8日現在)であり、東京証券取引所の有価証券上場 規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を下回っており、本株式 併合によりこの状況の改善を図るものであります。

2. 提案内容

- (1) 併合する株式の種類 普通株式
- (2) 併合の割合
 - 5株につき1株の比率をもって併合いたします。 (2023年9月30日の株主名簿に記載株主様の所有株式数が基準となります。)
- (3) 効力発生日
 - 2023年10月1日
- (4) 効力発生日における発行可能株式総数 8,301,754株
- 3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。 詳細は、次頁に記載の「(ご参考)株式併合について」をご参照ください。

(ご参考) 株式併合について

株式5株を1株に株式併合することを予定しております。

株式併合によって、

- ■当社株式の投資単位が東京証券取引所により望ましいとされている「5万円以上50万円未満」になります。
- ■株主様がご所有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となるため、ご所有の当社株式の資産価値は変わりません。株価についても、理論上は併合前の5倍となります。
- ■配当については、所有株式の経済的価値の変動が生じないよう、本株式併合の効力発生後には1株当たりの配当金を調整させていただく予定です。株式併合を理由に受け取り配当金の総額が変動することはありません。

<ご注意ください>

- ・単元株式数は100株のままで変更ございません。議決権は株式併合後のご所有株式100株につき1個になります。
- ・500株未満の株式をご所有の場合は、本株式併合後、ご所有株式数が100株に満たない単元未満株式となるため、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うことになります。
- ・株式併合後の100株に満たない単元未満株式につきましては、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。この場合、株主様でのお手続きが必要になりますので、お取引をされている証券会社又は株主名簿管理人までお問合せください。なお、当社では本制度のご利用に伴う手数料はいただいておりません(無料)。また、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。
- ・5株未満の株式をご所有の株主様は、株式併合後、株主たる地位を失うことになります。
- ・株式併合後の1株に満たない端数株式は、当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします(株主様にて特段のお手続きをいただく必要はございません)。

第3号議案

定款一部変更の件

1. 商号の変更

■提案の理由

グループ全体の更なる成長と本社機能の強化を図り、更なる事業領域の拡大に資するため、現行定款第1条(商号)に定める当社商号を株式会社プラザクリエイト本社から株式会社プラザホールディングスに変更するものであります。今後も新たな挑戦を進め、持続可能な企業として更なる成長を目指してまいります。

2. 株式併合

■提案の理由

本株式併合の効力発生に伴い、会社法第182条第2項により、当社の発行可能株式総数につき、8,301,754株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条の記載を変更するものであります。なお、本変更については、本株式併合の効力発生日である2023年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

3. 単元未満株式の買増制度の新設

■提案の理由

株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、単元未満株式についての権利の規定である第9条を変更、および単元未満株式の買増しの規定を第10条として新設するものであります。なお、本変更については、本株式併合の効力発生日である2023年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

4. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

							「豚叩刀は冬丈直	別を小しておりより。)	
	現	行	定	款		変	更	案	
(商号)					(商号)				
第1条	当会社は、 <u>核</u>	式会社プ	ラザクリエー	<u>イト本社</u> と称し、英	第1条	当会社は、株	式会社プラザホー	· <i>ルディングス</i> と称し、	
	文では <u>PLAZ</u>	A CREAT	E HONSH	A CO.,LTD.と表示		英文では <u>PLAZ</u>	za holdings c	O.,LTD.と表示する。	
	する。								
(発行す	可能株式総数)				(発行可能株式総数)				
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>41,508,774</u> 株とする。				第6条	当会社の発行	可能株式総数は、	<u>8,301,754</u> 株とする。		
(単元>	未満株式につい	へての権利)			(単元未満株式についての権利)				
第9条		(条文行	当略)		第9条		(現行どおり)		
		(新	受)		<u>(4)</u>	次条に定める	請求をする権利		
					_(単元>	未満株式の買増	<u>し)</u>		
		(新	設)		第10条	当会社の株主	は、その有する単	元未満株式の数と併せ	
						て単元株式数	となる株式を売	度すことを請求(以下	
							•	<u>.とができる。ただし、</u>	
								式を有しないときは、	
						.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		求をすることができる	
							·	、取締役会において定	
FF 4 0 F	FF 10 F	/ /- /	1. m (-)		****	める株式取扱			
第10条	~第40条	(条文1				<u>~第41条</u>	(現行どおり)		
		(新	設)		(附則)	_			
		/ +rr	=n.\		<u>(経過</u>)		TAP 14 - 15 /// 3461	M 0 4 (W = + ++++	
		(新	設)		第 条			第9条(単元未満株式	
								(単元未満株式の買増 口から効力を生ずるよ	
								<u>日から効力を生ずるも</u> 、、2023年10月1日経	
						過後にこれを		、、2023年10月1日栓	
						四次にこれで	<u>。の、 よいはに</u>		

第4号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。) 4名全員が本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しては監査等委員会において検討されましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1



(昭和38年12月15日生)

所有する当社の株式数………… 940,325株

取締役会出席状況……………11/11回

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

 2008年6月 ㈱プラザクリエイトモバイリング代表取締役会長2010年6月 ㈱プラザクリエイトイメージング代表取締役社長2013年3月 ㈱プラザクリエイトスタッフサービス (現:㈱ストアクロス) 代表取締役2017年10月 ㈱プラザクリエイト代表取締役社長

2017年10月 (株)プラザクリエイト代表取締役社長 2022年 7月 (株)プラザクリエイト取締役 (現任) (株ストアクロス取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

2007年6月 (株プラザハート代表取締役計長

1988年に当社を設立し、当社代表取締役に就任して以来、「1枚の写真から」をキーワードとして長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。当社代表取締役として、継続的に経営ビジョンの策定、経営戦略の立案・実行にリーダーシップを発揮してきました。その豊富な経験と深い見識等を、当社のさらなる企業価値創造へ生かしたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

新谷隼人

(昭和60年6月15日生)

所有する当社の株式数………… 504株

取締役会出席状況…………………11/11回

再任

「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

2017年 4 月 (梯リクルート 大阪市場開発グループ (リテール新規開発組織) マネージャー 2018年 9 月 同社 オンボード推進グループ

(カスタマー・サクセス領域) マネージャー 2019年5月 (財プラザクリエイト入社

2020年 4 月 (梯)プラザクリエイト取締役 兼 ソウゾウ事業本部長 2021年 4 月 (梯)プラザクリエイト常務取締役 兼 ソウゾウ事業本部長 2021年6月 当社取締役 (現任)

(親プラザクリエイト ソウゾウ事業本部管掌 (現任) 2022年7月 (親プラザクリエイト代表取締役社長 (現任)

(株)ストアクロス代表取締役社長(現任) (株)プラザクリスイト イメージング事業本部 兼 システ

ム本部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

多岐にわたる業務執行経験と新規事業の創出の実績を有し、昨年7月より当社グループ㈱プラザクリエイトの代表取締役に 就任いたしました。積極的な対人コミュニケーションを図り、当社グループのコーポレートビジョン「みんなの広場をつく る。」を体現してまいりました。多くの経歴を通じて培った高い見識が当社の経営にいかせるものと判断し、引き続き取締 役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

焊

*

俊之

(昭和50年8月13日生)

所有する当社の株式数······· 1,168株 取締役会出席状況······

新任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

2006年12月 ㈱プラザクリエイト入社 2018年7月 当社財務経理部長(現任) 2021年6月 当社執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社グループの財務経理、経営企画、内部統制の職務を担当。経営に関する豊富な経験と知識を有しており、その職責を適切に果たしております。その能力ならびに経験と知識を実効性高く当社の経営に十分な役割を果たすことができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者でございます。
 - 2. 取締役候補者新谷隼人氏は、㈱プラザクリエイトの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と資金貸付等の取引関係があります。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 所有する当社株式の数には、役員持株会、および従業員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
 - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、 事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該 保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

X	ŧ

定時株主総会会場ご案内図

会 場

KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階 ホールB 東京都中央区日本橋兜町7番1号 電話(03)6231-0567

交 通

①東京メトロ日比谷線・東西線 「茅場町」駅 出口11 徒歩30秒

- ②東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線 「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
- ③JR線、東京メトロ丸ノ内線 「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。





